

新型コロナウイルス予防接種のお知らせ

10月4日(金)より、以下の通り新型コロナウイルス予防接種を開始致します。

○接種対象者

- ・札幌市にお住まい又は東日本大震災被災者で接種日現在 65 歳以上の方
- ・札幌市にお住まい又は東日本大震災被災者で接種日現在 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある方（障害手帳 1 級をお持ちの方に限り）

○接種日

	午前 (受付 11:30 まで)	午後 (受付 16:30 まで)	夜間 (受付 18:30 まで)
月曜日	9:00~12:00	13:30~17:00	17:00~19:00
火~金曜日	9:00~12:00	13:30~17:00 金曜日は要相談	
第 2・4 土曜日	9:00~12:00 要相談		

※ワクチン接種には問診が必要です。

※外来担当表を確認の上、主治医又は内科・呼吸器科外来（月曜・木曜日午後）へお越しください。

※上記対象外の方へのワクチン接種は 10月10日（木）以降を予定しております。

○接種期間

10月4日より12月末迄（在庫が無くなり次第終了）

ご希望の方は受付窓口にお申し付け下さい。

※助成対象外の方の接種は10月10日（木）以降を予定しております。

自己負担額は未定です。

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のお知らせ

対 象 者 接種を希望する「札幌市民」又は「東日本大震災による被災者で、避難のため札幌市内に
 居留している方^{*1}」で、以下の(1)又は(2)に該当する方

- (1) 接種日現在で満65歳以上の方
 - (2) 接種日現在で満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、
 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当^{*2})
- ※1.現在の住民登録が避難前の住所地である必要があります。
 ※2.上記以外の障がいにより身体障害者手帳1級となっている方は該当しません。

接種場所 実施医療機関
 「インターネットで『札幌市 高齢者用予防接種実施医療機関』で検索」又は
 「二次元コード(右記)」の札幌市ホームページに掲載
 ※予約が必要な場合やかかりつけの患者の接種を優先的に行っている
 場合があります。事前に医療機関にお問い合わせください。

札幌市ホームページ
 【高齢者用予防接種実施
 医療機関名簿】



接種回数 実施期間中 1回

接種料金 3,200円

持 ち 物 【 全 員 】：マイナンバーカード、運転免許証等の年齢・住所を確認できる書類
 【上記対象者(2)の方】：身体障害者手帳(1級)又は医師の診断書
 【料 金 免 除 の 方】：料金免除に係る証明書類⇒対象者・書類は下記参照

上記対象者のうち料金が免除される方

※ 上記対象者以外の方(例：60歳未満の方など)は、下の表に該当する方であっても、任意の予防接種(接種料金は全額自己負担)になります。

※ 料金の免除には、所定の証明書類(いずれかひとつ)を接種当日に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。
 後日提出の場合、接種料金は返金されません。

料金が免除される方	持参する証明書類(主なもの)
生活保護世帯の方	■ 生活保護受給証明書(証明願) ■ 保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの
市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ)	■ 介護保険料納入(特別徴収決定・変更・停止)通知書 通知書2枚目の保険料段階が1～3段階の方 ■ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (有効期限内で、記載事項に変更がないもの。令和6年12月2日以降、 お持ちでない方は限度額の区分が記載された資格確認書が必要です。) 75歳以上の方又は65～74歳で一定の障がいのある方 ■ 後期高齢者健診受診券 札幌市から送付された受診券で、後期高齢者健診の自己負担額が 「0円」である方(令和6年度に受診済の方は受診時に回収しています) ※上記書類の紛失や該当しない場合などにより他に証明書類がない場合は、 世帯全員分(高校生以下の世帯員を除く)の市民税・道民税・森林環境税に かかる「課税証明書」を医療機関に提出してください。
東日本大震災による被災者で、 避難のため札幌市内に 居留している方	■ 避難前の住所地および年齢が確認できるもの 例：罹災証明書、運転免許証など ※対象地域は「二次元コード(右記)」に掲載

札幌市ホームページ
 【適用地域一覧】

